



クレマチス

近藤 猛 税務 月報

税理士
近藤 猛

〒791-8036
松山市高岡町127番地8
TEL 089-973-7577
FAX 089-973-7559

◆ 5月の税務と労務

5月

(單月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日
6日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日

地方税 / 自動車税・鉦区税の納付
都道府県の条例で定める日



力士の収入 5月は年間6場所行われる大相撲の夏場所が東京・両国国技館で開催されます。昔から「土俵には金が埋まっている」と言われる世界ですが、力士の収入に係る所得区分は、給料は「給与所得」、優勝賞金及び殊勲賞・敢闘賞・技能賞の三賞は「一時所得」、懸賞金は「事業所得」とされています。

税金クイズ

明治6(1873)年12月、東京府は全国でも珍しい生き物に課税する新税を創設しました。その「生き物」は？

- ① オウム ② 兎 ③ 金魚

【解説】

明治5年の新聞には、東京で流行するものとして、ザンギリ頭に帽子、新聞屋、士族の商法、牛肉屋の開店、そして「秘密の兎会」と書かれています。鉄道や銀座レンガ街建設など、文明開化の中心となった東京で、外国産の珍しい兎をペットとして飼育することが大流行しました。珍しい毛並みの兎は人気を博し、当時の巡查の初任給が4円程度だったのに対し、なかには1羽数百円もの高値で取引されるなど、商家の旦那衆だけでなく華族や士族、僧侶までが熱狂したのです。

当然、兎は投機の対象となり、兎で一攫千金を目論む者も現れます。そして、ブームの加熱は、普通の白い兎に色を塗った偽物を作る者が現れるなど社会問題化しました。東京府も「兎会」禁止に乗り出しますが、秘密会どころか堂々と「兎売捌所」(うさぎうりさばきじょ)の看板や幟を出す者もいる始末で、その取り締まりに苦慮しました。

そこで東京府は、兎の売買を認めるかわりに飼育する兎も含めて1羽につき月額1円の兎税を課税しました。兎1羽で月1円というのは、とんでもない重税です。

この兎税により兎の価格は暴落し、兎会はもとより、店先からも兎は姿を消します。異常なブームは沈静化しますが、兎にとっては悲劇でした。二束三文で売買されたり、川に捨てられたり、酷いのは「しめこなべ」にされたものもありました。ただ、一部の愛好家たちは、その後も高い税を払いながらペットとして飼育し続けたようです。

正解は、②兎でした。

(出典：税務大学校税務情報センター)

KEY WORD

会社が支払う資格取得費用等

優秀な人材を育成するために、会社が従業員に仕事に関係のある技術や知識を習得させる費用を支出する場合があります。

この場合には、従業員としての職務に直接必要な技術や知識を習得させ、または免許や資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用または大学等の聴講費用に充てるための費用として適正なものに限り、給与として課税しなくてもよいことになっています。

したがって、例えば、工場で働く人が業務を行うために必要な「危険物取扱者」の資格取得費用や飲食店の調理場に従事する人の「調理師免許」の取得費用は研修費等の経費になりますが、福利厚生の一環として、従業員に自己啓発のための通信教育を受けてもらい、その費用を会社が負担した場合は、職務に直接必要なものでない限り給与として課税されますので注意が必要です。

寄附金や交際費の消費税

寄附金の支出は、対価を得て行われる取引ではありませんので、課税仕入れとはなりません。ただし、名目は寄附であっても、その支出に対価性がある場合には課税仕入れとなります。また、金銭の寄附は課税仕入れとなりませんが、物品を購入して寄附した場合には、その購入代金は課税仕入れとなります。

交際費については、その支出が中元やお歳暮のように得意先への贈答品としての物品の購入代金や、得意先の接待のための飲食代の支払である場合には、原則として課税仕入れとなります。ただし、得意先へ商品券の交付をする場合や、祝金、餞別、弔慰金等を支出した場合には、課税仕入れなりません。なお、渡切交際費で、使途が明らかでない場合には、仕入税額控除の対象なりません。

相続税・小規模宅地等の特例

特定居住用宅地等、貸付事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等を中心に

相続税の申告に当たり、土地の評価額を算出する際に適用することができる「小規模宅地等の特例」をご存じでしょうか。評価対象土地等の相続前の利用区分に応じて、その土地等の評価額を50%から80%減額することができるといふ特例です。本特例を適用することができるかどうかで土地等の評価額が大幅に変わり、相続税の納税額に多大な影響を与えます。この特例の適用の可否は、事業承継を含め、将来の相続税対策を考慮するうえでも、はずすことのできない重要な要素といえることができます。

「特定居住用宅地等」「特定同族会社事業用宅地等」について、その適用要件をみていきます。

1 小規模宅地等の特例とは？

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、相続開始の直前において被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（被相続人等）の事業又は居住の用に供されていた宅地等（土地の上に存する権利を含みます。）について、所定の要件を満たすものについては、相続税の課税価格の計算上、一定割合を減額することができます。制度であり、土地の利用区分や限度面積、減額される割合などの詳細は次頁表1のとおりです。

表1

相続開始の直前における利用区分		要件	限度面積	減額割合	
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業用の宅地等	① 貸付事業以外の事業用の宅地等	400㎡	80%	
		② 一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業（貸付事業を除く）用の宅地等	特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%
			貸付事業用宅地等	200㎡	50%
		④ 一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等	200㎡	50%
			被相続人等の貸付事業用の宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		⑥ 特定居住用宅地等	330㎡	80%	

表2

特例の適用を選択する宅地等	限度面積
(貸付事業用宅地等がない場合) 特定事業用宅地等【表1①又は②】と特定居住用宅地等【表1⑥】	(①+②) ≤ 400㎡ ⑥ ≤ 330㎡ 両方を選択する場合は、合計730㎡
(貸付事業用宅地等がある場合) 貸付事業用宅地等【表1③、④又は⑤】とそれ以外の宅地等【表1①、②又は⑥】	(①+②) × 200/400 + ⑥ × 200/330 + (③+④+⑤) ≤ 200㎡

国税庁資料

以外のものをいいます。を行っていた被相続人等のその特定貸付事業の用に供された宅地等については、特例の対象となります。

4 特定同族会社事業用宅地等（表1②）

(1) 対象となる宅地等
相続開始の直前から相続税の申告期限まで一定の法人の事業（不動産貸付業・駐車場業・自転車駐車場業及び準事業を除きます。）の用に供されていた宅地等で、(2)の要件に該当する親族が相続又は遺贈により取得したものです。

(2) 適用できる相続人
相続税の申告期限においてその法人の役員（取締役、執行役、監査役など）法人税法第2条第15号に規定される役員をいい、清算人を除きます。であることに加え、その宅地等を申告期限まで有していることが要件となります。

(3) ポイント
この場合の法人とは、相続開始の直前において被相続人及び被相続人の親族が法人の発行済

株式総数又は出資の総額の50%超を保有している法人をいいます。

5 特例の適用を選択することができる宅地等が複数ある場合

被相続人が、相続開始の直前において特定居住用宅地等と貸付事業用宅地等を所有するなど、上記表1に掲げる宅地等を複数所有し、それぞれに特例を適用することができる場合は、上記表2に記載する区分に応じて限度面積を判定の上、減額割合が最も有利な組合せで特例を適用することができます。

6 その他の留意事項

以上、本特例適用の基本的な取扱いを述べてきましたが、特例適用の対象となる宅地等の要件や取得者の要件、あるいは事業の要件などはそれぞれ詳細に規定されているため、実際の適用に当たっては、事前に専門家に相談するなど、慎重に検討する必要があります。

【参考資料】
国税庁タックスアンサー No.4124 「小規模宅地等の特例」



2 特定居住用宅地等（表1⑥）

(1) 対象となる宅地等
相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、(2)の要件に該当する親族が相続又は遺贈により取得したものです。

(2) 適用できる相続人
取得者が被相続人の配偶者の場合は、無条件で特例を適用することが可能です。取得者が被相続人の同居親族の場合には、その親族が相続税の申告期限まで引き続き建物に居住し、かつ、その宅地等を申告期限まで有していることが適用要件となります。

(3) ポイント
相続開始前に被相続人が老人ホームや介護医療院などに入所していた場合でも、相続開始時において居住していたものと取り扱われます。

3 貸付事業用宅地等（表1⑤）

(1) 対象となる宅地等
相続開始の直前において被相続人等の不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業（事業には至らなくても相当の対価を得て行うこれらに準ずるもの（以下「準事業」といいます。）を含みます。）の用に供されていた宅地等で、(2)の要件に該当する親族が相続又は遺贈により取得したものです。

(2) 事業引継ぎ等の要件
その親族が相続税の申告期限まで引き続き、かつ申告期限まで貸付事業を行っていること及びその宅地等を申告期限まで有していることが要件となります。

(3) ポイント
相続開始前3年以内に新たに貸付の用に供された宅地等は、特例の適用対象から除外されています。

ただし、相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等でも、相続開始の日まで3年を超えて引き続き特定貸付事業（貸付事業のうち準事業